

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令及び特定複合観光施設区域整備法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正  
インターネット異性紹介事業の事業停止事由となる児童の健全な育成に障害を及ぼす罪に関する規定を改める。(第一条関係)

第二 特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正  
カジノ事業の免許等の欠格事由に係る罪に関する規定を改める。(第二条関係)

第三 施行期日

この政令は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(令和七年法律第四十五号)の施行の日から施行することとする。(附則関係)